

一般社会で活かせる社会保険関係の知識（4）

最近、「デイサービス」「特別養護老人ホーム」等、高齢者の介護を行う事業も多く見かけるようになりました。

人間誰しも必ず年を取るとともに体の自由も利かなくなりますが、そのような状況下でも「人間らしく生きていきたい」と考えるのは皆さんも同じことと思います。

これから私含め皆様の多くが直面する「加齢に伴う心身機能の低下」への備えである「介護保険」について興味を持ってもらえたらと思い「介護保険制度」をお伝え致します。

Q 1 そもそも、介護保険制度はどのような流れでできたのでしょうか？

A 医療水準の向上に伴い我々人間は長生きできるようになりました。

そのため、老後についてどのように向き合うかが国家の課題になりました。

その流れで 1963 年に老人福祉法が制定され、1973 年には老人医療費が無料となり、高齢者に安心な社会システムのスタートが切られました。

それによって、1960 年においては 65 歳以上人口はわずか 5.7% でしたが、高齢者福祉の充実に伴い 1980 年現在 9.1% となり、寝たきり状態の高齢者も増加しました。

それに伴い老人医療費が増えたことにより、老人医療費の一部を利用者自身が負担すべき、という考え方も強くなりました。

そのような背景で 1982 年に制定されたのが老人保健法であり、高齢者への負担を定めるにいたりしました。

その後も高齢化率は上昇を続けたため、高齢者福祉を持続可能なものとするべく、ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）策定、1990 年代の福祉関係法の改正等が行われました。

これらの流れを踏まえ、1997 年に介護保険法が成立し、2000 年に介護保険制度がスタートしました。

Q 2 どのようにして介護保険のための資金は賄われているのでしょうか？

A 給付と負担との関係を明確にするべき、という視点から介護保険料を被保険者から徴収し運営の財源に充てていますが、同額が税金で賄われています。つまり介護保険制度の財源に占める割合は介護保険料半分、税金半分となります。

介護保険料を納めなければならない人は 40 歳以上の国民で、40 歳以上 65 歳未満の方は、勤め先から、健康保険等の医療保険の保険料と同様に源泉徴収されます。他方、65 歳以上の方は年金から各保険者（お住いの市区町村）が天引きをします。

そのようなことから、自衛隊員の皆様は平素より国家主権の存立にご尽力頂いていることはもとより、介護保険制度の運営にも貢献頂いているわけです。

Q 2-2 市町村によって納める介護保険料が異なるのは何故ですか。

A 人口構成、ひいては介護サービス利用者もそれぞれ異なる市町村が介護保険事業を営むことから、サービスに要する費用などもおのずと異なってきます。そのような実情をなるべく反映する形で保険料が算出されるようになっており、その関係で市町村が異なれば介護保険料が異なってきます。

ただ、人口構成や収入状況はずっと一定ではないため、基準額や保険料は3年ごとに改訂されることになっています。

Q 2-3 65歳未満と65歳以上とで納める保険料が異なるのは何故ですか。

A 40歳になった時点で、加入されている医療保険の保険料の他に、保険者が定める介護保険料が加算され、賃金から天引きされた保険料は保険者を介して全国にプールされることとなっています。

他方、65歳になると介護保険料はお住いの市町村が定めた保険料を年金からの天引きによって納める形になります。

以上から、65歳未満と65歳以上とで納める保険料が異なります。

Q 3 介護保険制度利用の流れや予算について何か参考になるものがあればいいのですが。

A まず第一歩として、被保険者本人がお住いの市区町村(=保険者)に要介護申請等を申請することになります。他にも配偶者等の親族、地域包括支援センター、各種介護事業者、ソーシャルワーカー等が代わって申請することも可能です。

そして申請を受けた保険者は各種調査項目を踏まえたコンピュータ判定(一次判定)の後、介護認定審査会による二次判定を経て、介護や支援に必要な程度を決めます(要介護認定又は要支援認定)。

この、申請から認定までの間は原則30日以内とされています。

そして、要介護認定等を踏まえてどのような介護保険サービスを利用するかをケアマネージャーと話し合っ決めていきます。

次に予想される費用について、公益財団法人生命保険文化センターの調査によると介護を行った期間は平均54.5ヶ月、自宅の改修等の初期費用平均69万円、月々の費用平均7.8万円、とされており、それらを総合的に考えるとおおよそ500万円ほどが必要になると思われれます。

Q 4 介護保険制度利用にあたり様々なところで時間を割かなければならないと思いますが援助はないのでしょうか？

A お察しの通り、高齢の親御さんを現役世代の子が要介護申請をしつつ、介護施設の選定もやらなければならない方が多数かと思います。

そのため、育児介護休業法はこのようなニーズを踏まえて「介護休業」に関する定めがあります。

そして介護休業はかつて、対象者ごとに1回最長93日というものでしたが、近年の改正により対象者ごとに3回まで通算93日まで介護休業が可能になっています。

加えて、介護休業のために十分な報酬を受けることができない等一定の場合は雇用保険から「介護休業給付金」を受ける余地があります。

筆者自己紹介

氏名：櫻井 宏二郎

出身地：千葉県柏市

資格：特定社会保険労務士、申請取次行政書士

年齢：42歳